

参考

公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階

TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550

Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN

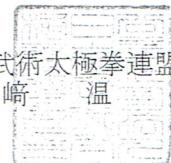
<http://www.jwtf.or.jp/> E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第3537号
2016年1月18日

都道府県連盟代表 各位

申請期限：3月1日（火）

公益社団法人日本武術太極拳連盟
専務理事 岡崎一温



2016年度公認太極拳A・B・C級指導員 養成講習会・認定試験実施のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年実施する「公認A・B・C級指導員養成講習会・認定試験」の関係書類を下記の通り送付申し上げます。都道府県連盟におかれましては、ご多忙中恐縮ですが、要綱に記載している通り、加盟団体から申請書類を2月23日までに入手し、3月1日までに日本連盟に提出して下さるようお願いいたします。そのためには、下記の書類を可及的速やかに加盟団体に送付していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 1) 『公認指導員規則』 = 2部
- 2) 実施要綱 = 2部
- 3) A級指導員 推薦状・申請書〈書式 太指-1〉 = 2部 (複写して使用)
- 4) B級指導員 推薦状・申請書〈書式 太指-2〉 = 3部 (複写して使用)
- 5) C級指導員 推薦状・申請書〈書式 太指-3〉 = 5部 (複写して使用)
- 6) 受験申請者一覧表〈書式 太指-4〉 (都道府県連盟加盟団体→都道府県連盟→日本連盟) = 3部 (複写して使用)
- 7) 受験申請者一覧表一括送付状〈書式 太指-5〉 (都道府県連盟→日本連盟) = 1部
- 8) 各級受験資格取得講習会 修了証〈書式 太指-6〉 = 2部 (複写して使用)
- 9) A級指導員認定試験 特別推薦状〈書式 太指-7〉 = 1部 (複写して使用)
- 10) 『会場案内』 = 10部 (複写して使用)

貴連盟の受験者が多数参加されますよう、よろしくご高配下さい。

敬 具

記

1. 本期実施の特徴：

- 1) C級認定：第26期C級認定は、全ブロック=7ブロック7会場（埼玉・仙台・東京・名古屋・大阪・岡山・福岡）において、2日間の日程で実施します。
- 2) B級認定：第26期B級認定は、福岡・東京・名古屋・大阪・仙台の5会場で、2日間の日程で開催します。
- 3) A級認定：第24期A級認定は、東京・本部研修センター1会場で2日間の日程で開催します。
- 4) すべての実施会場で、宿泊は参加者各自で自己手配していただきます。C級埼玉会場（埼玉県民活動総合センター）は、参加者が電話で宿泊を申し込みすることができます（2人または4人の相部屋になる場合もあり）。
- 5) A、B、C各級の「共通カリキュラム」で、「夜の研修時間」は下記の通りとなっています。
 - C級1日目は、19:00に終了します。
 - B級とA級の第1日目の指導実技研修は18:30に終了します。

2. 実施時期と会場：

添付の実施要綱と『会場案内』を参照して下さい。

3. 受験資格 :

下級の指導員資格を取得していなければその上の級を受験することができません。すなわち、

C級受験者は、必ず普及指導員資格を有し、太極拳初段位以上を有していかなければならない

B級受験者は、必ずC級指導員資格を有し、太極拳2段位以上を有していかなければならない

A級受験者は、必ずB級指導員資格を有し、太極拳3段位以上を有していかなければならないことになっています（ただし、特別功労指導員のA級受験の特例を除く）。

4. 各級指導員の試験内容と判定基準について :

「実施要綱」の<7. 講習・試験とカリキュラム>、<9. 認定試験の合否判定基準>をご参照下さい。
なお、従来行っていた「B・C級の学科免除規定」は2013年度から廃止となっています。

5. カリキュラムと受験科目 :

1) B級とC級は、第1日目に学科講習と学科試験を集中的に実施するので、参加者は『太極拳指導教本』と『太極拳実技テキスト』（所属団体を通じて事前に購入）で良く自習したうえで参加して下さい。

2) 指導実技講習と指導実技試験は『太極拳実技テキスト』に基づいて実施します。参加者は同テキストを事前に所属団体から購入して、良く学習したうえで参加して下さい。

6. 申請手続き :

日本連盟にたいする申請手続きは都道府県連盟が行う：

日本連盟にたいする本件の申請手続きは他の手続きと同様に、都道府県連盟加盟団体が該当する都道府県連盟宛に申請書類一式と受講・受験料および参加費を送付し、都道府県連盟が一括して日本連盟宛に申請書類と受講・受験料を送付していただきます。

各団体は、いずれの都道府県連盟に書類を送付するかについて、下記の日本連盟第39回理事会、第40回理事会の確認事項に従っていただきますのでご注意下さい。

手続きを依頼する都道府県連盟の確定方法：

日本連盟理事会確認事項：

- 会員が所属する団体が、会員の在住地の都道府県連盟の加盟団体である時、日本連盟にたいする諸手続きは、会員の在住地の都道府県連盟を通じて行う。恣意的に非在住の都道府県連盟を選んで手続きを行ってはならない（都道府県連盟の存立基盤の安定を図るため）。
- 会員が所属する団体が、会員の在住地の都道府県連盟の加盟団体でない時は例外的な措置として、会員の所属する団体の本部所在地の都道府県連盟を通じて、日本連盟にたいする諸手続きを行う。

1) 都道府県連盟加盟団体は、申請者の各級の「推薦状・申請書」中の申請者記載欄の記入事項に記入漏れが無いかどうか確かめたうえで、申請者の住所に基づいて、在住地の都道府県連盟の加盟団体となっている場合には、その在住地都道府県連盟に、また、申請者の在住地都道府県連盟に加盟団体となっていない場合は、団体の本部所在地の都道府県連盟宛に、「6) 受験申請者一覧表」を添付した申請書類一式と受講・受験料を送付して、日本連盟にたいする申請手続きを依頼して下さい。

複数の都道府県連盟にたいして申請手続きを依頼する場合は、「6) 受験申請者一覧表」を複写して使用して下さい。

依頼する都道府県連盟への受講・受験料の送付方法（銀行口座番号等）を確かめて、納付して下さい。

2) 都道府県連盟は、加盟団体から受領した申請書類一式と、「6) 受験申請者一覧表」（写し）に「7) 受験申請者一覧表一括送付状」（原本）を添付して、提出期限：3月1日（火）までに日本連盟宛に送付し、併せて、受講・受験料の合計金額を下記の指定講座に振り込んで納付していただきます。

3) 都道府県連盟加盟団体は、都道府県連盟が一括事務作業をするために、遅くとも、2月23日（火）までに、当該都道府県連盟宛に書類送付と料金納付を済ませて下さい。

7. 申請書類の記入方法：

『推薦状・申請書』；A級、B級、C級各々の専用の用紙に下記の事項を記入し、捺印して下さい。

1) 「推薦状」欄に、申請者が所属する団体が加盟している都道府県連盟名の記入・捺印と会長名の記入・捺印をし、日付を記入する。

2) 「申請書」欄に、

① 申請日、申請者氏名（必ず、フリガナを記入）、性別、生年月日、住所、電話番号、年齢、国籍を記入し、申請者本人の捺印を付す。

② 現在所持している指導員資格の証明書に記載されている番号を記入する。
(証明書が手元になく、番号がわからない場合は記入不要)

③ 日本連盟技能検定段・級資格欄に取得している段位を記入する（2015年度検定で初段～3段に合格し、登録手続きを完了した人は、新規に取得した段位を記入して下さい）。

- ④ 旧氏名：上記②の資格登録時の氏名と、現在の氏名に変更がある場合は、旧氏名を記入。変更が無ければ記入不要（本人確認の作業上必要）。
- ⑤ 受験会場欄で、該当会場を指定する。
- ⑥ 所属団体名、同役職・資格名の全てを記入し、申請者の所属団体名は、必ず都道府県連盟加盟団体名か、あるいは都道府県連盟名のいずれかを記入する。それ以外の団体名を記入しないように、特に注意して下さい。
- ⑦ 太極拳指導歴、学習歴を記入。
C級は、年齢満25歳以上、指導歴3年以上を、B級は、年齢満30歳以上、指導歴5年以上を、A級は、年齢満35歳以上、指導歴10年以上を満たしていないと申請が受理されないこと（『指導員規則』第8条）、ただし、同『規則』第8条の2および第9条の特例措置があることに注意。特例措置で申請する場合は、下記のように「修了証」または「特別推薦状」を添付しなければなりません。

『受験申請者一覧表』：

- 1) 団体名（都道府県連盟加盟団体名または都道府県連盟名）、代表者名を記入し、捺印する。
- 2) 申請者氏名を記入し、申請級を○印で囲む。
- 3) 同封の『会場案内』を参照して、受験会場の該当個所を○印で囲む。

『各級受験資格取得講習会 修了証』：

該当する申請者があれば、必要事項を所定欄に記入し、

- 1) 都道府県連盟会長印を捺印し、
- 2) 講習会担当講師が、署名欄に署名する（捺印不要）。

『A級指導員認定試験 特別推薦状』：

該当する申請者があれば、必要事項を所定欄に記入し、

- 1) 所属団体推薦欄に所属団体（都道府県連盟加盟団体名または都道府県連盟名）会長印を捺印し、
- 2) 都道府県連盟推薦欄に、都道府県連盟会長印を捺印する。

8. 申請書類提出期限：

- 1) 申請者が所属する団体は；
該当する都道府県連盟に下記の書類を一括して、遅くとも2月23日(火)までに送付して下さい。
 - ① 各級指導員推薦状・申請書：
所定の事項を記入し、申請者印を捺印したもの。原本を、都道府県連盟に送付し、都道府県連盟は、都道府県連盟名、代表者名を記入し、捺印したものを日本連盟に送付する。各団体は、記録、照合のため、必ず写しを保管しておいて下さい。
 - ② 申請者本人の写真2枚（白黒又はカラー、ヨコ2.5cm×縦3.0cmで裏面に本人の氏名を記入）
 - ③「受験申請者一覧表」（都道府県連盟加盟団体の申請者全員の、申請級、受験科目、会場等を記入し、合計人数の受講・受験料、参加費の合計金額を記入したもの）
 - ④ 各級受験資格取得講習会 修了証：該当する申請者がある場合に限り、その申請者の「申請書」に添付して提出して下さい。
 - ⑤ A級指導員認定試験 特別推薦状： 同 上。
- 2) 都道府県連盟は；
加盟団体から送付された上記書類に、各団体からの「受験申請者一覧表」（写し）と「受験申請者一覧表一括送付状」（原本）を添付して、2016年3月1日(火)までに日本連盟に必着するよう提出して下さい。都道府県連盟は、記録、照合のため、必ず写しを保管しておいて下さい。

9. 納付費用：

- 1) 「受講・受験料」：
A級、B級、C級ともに1人2万円、特別功労指導員のA級受験は2万5千円です（同封の『規則』の別表Iを参照）。
- 2) 「参加費（施設利用・機材費の実費）」：
A級、B級、C級ともに1人3千円です。
- 3) 納付方法：
都道府県連盟加盟団体は、「受験申請者一覧表」に記入されている受講・受験料と参加費の合計金額
 - ◎ A級申請者1人2万3千円（受講・受験料2万円+参加費3千円）×団体申請者人数分
 - ◎ B級申請者1人2万3千円（受講・受験料2万円+参加費3千円）×団体申請者人数分
 - ◎ C級申請者1人2万3千円（受講・受験料2万円+参加費3千円）×団体申請者人数分
 - ◎ 第9条によるA級申請者1人2万8千円（受講・受験料2万5千円+参加費3千円）×団体申請者人数分、

を一括して、該当する都道府県連盟に、遅くとも、2月23日(火)までに送付してください。

都道府県連盟は、上記に記載された事項をご参照のうえ、加盟団体から送付された申請者人数分の受講・受験料と参加費をまとめて、申請期限：3月1日(火)までに下記の指定口座にお振込み下さい。

みずほ銀行四谷支店 普通預金口座 1025478

口座名義：公益社団法人日本武術太極拳連盟

注) 従来、参加費(施設利用費、機材費の実費)は、参加当日に会場で納付していましたが、2012年度より、申込時に一括して納付していただいております。

10. 受験資格としての「指導歴」の認定と特例措置＝各級受験資格取得講習会：

1998年度から、各級指導員の受験資格としての指導歴が規定(C級申請者は3年以上、B級は5年、A級は10年以上)に満たない場合は、『公認指導員規則』(改定版)の第8条の2および「実施要綱」の12.で定めている受験資格取得講習会を都道府県連盟が実施し、同封の「修了証」を受験申請書に添付すれば、該当級を受験することができるうことになっています。

この講習会は、原則として、受験者が所属する都道府県連盟が主催して実施しますが、本人が所属する連盟が実施せず、隣接する連盟が実施する講習会がある場合、本人が所属する連盟会長の同意があれば、隣接する連盟の講習会に参加して、「修了証」の交付を受けられます。

この特例措置は、全国の各地で、指導員資格取得を希望する人が多数存在しても、すべての人に十分な指導機会が設けられるとは限らない現状と、「指導歴」規定とのギャップに対処する目的で設けられました。

「指導歴」期間の認定は所属団体長にまかされているものであります。したがって、「指導歴」期間の認定は、各所属団体長におかれましてもできるだけ弾力的に取り扱っていただくようお願いいたします。都道府県連盟におかれましては、やむをえない場合を除き、この「受験資格取得講習会」を実施しないようおすすめします。

11. 特別功労指導員に対する特別措置＝A級受験の特例：

太極拳2段を取得している人で、『公認指導員規則』(改定版)の第9条および「実施要綱」の13.の条件を満たす人は、この項による受験をすることになります。

1999年度から、上記13.の条件に加えて、さらにB級指導員資格を有することが追加条件となっています。同封の「特別推薦状」に所属団体長と所属都道府県連盟会長の推薦・捺印が必要となります。この例はあくまで普及振興に格段の貢献のあった「特別功労者」に限ります。みだりに推薦されますと、A級指導員の権威を損なうことになりますので特にご注意下さい。所属団体推薦欄に、特別推薦をする理由を記載して下さい。申請理由がこの特別措置の趣旨に沿わない場合は、この申請は受理されないこともあります。

この項の受験者は、東京会場で他のA級受験者とまったく同じカリキュラムで受講・受験していただき、最終日の閉講式後に「追加的実技試験＝24式太極拳実技」を受験していただきます。

この項の申請者は、受験料が5千円増額され、2万5千円となります。

12. 参加者の宿泊と食事について：

1) 宿泊について：

すべての会場で、宿泊は参加者各自で手配していただきます。なお、C級埼玉会場(埼玉県県民活動総合センター)は、参加者が電話で宿泊を申し込むことができます(2人または4人の相部屋になる場合もあり)。

2) 食事について：

< A、B、C各級の「共通カリキュラム」>通り、各級とも、夕食時間を設定していません。夕刻の休憩(30分間)時に、持参した軽食をとることができます。

各会場とも、昼食は、各自持参していただきます(弁当持参または付近のコンビニエンスストア等で各自購入するなど)。

13. 教材の事前購入について：

教材は、A・B・C各級とも日本連盟発行の、①『太極拳指導教本』および、②『太極拳実技テキスト』を使用します。

従来は、①『太極拳指導教本』は、日本連盟から各加盟団体を通じて受講者に配布していましたが、2000年度から下記の理由により、配布を取りやめにいたしました。

1) 本来、指導員認定を受けようとする人は、試験の直前になって初めて『指導教本』を入手して学習するのではなくて、平素から同教本を入手して学習をすすめておくべき。

2) 公認指導員受験の飛び級制が廃止になってから長年が経過しているので、ABC級認定を受講・受験する人は、すでに普及指導員認定などの時にこの教本を入手済みであること。

従って、2000年度よりは、『太極拳指導教本』も『太極拳実技テキスト』と同様に、購入費用は受講・受験料に含まれていませんので、受講・受験者が、別途、所属団体を通じて自己負担で購入していただき

ます。

各団体の責任で、受験者に事前に同教本・同テキストがゆきわたるようよろしくご手配下さい。

なお、教本・テキストの購入も、すべて都道府県連盟を通じて行っていただきます。各団体は都道府県連盟との連絡を密接に保っていただくよう、お願ひします。

受験者が当日、会場に来てこの2種類のテキストを「事前に入手していない」、「知らなかった」という事態が生じた場合、この受験者が試験に合格する可能性は皆無となります。万一にも、このような事態が生じないよう、受験者がテキストを入手済みであることを必ずご確認下さい。

14. 「受講・受験票」の送付について

「受講・受験票」は、3月下旬までに、都道府県連盟宛に送付します。

以 上

同封書類： 書類 1) ~10)

公益社団法人日本武術太極拳連盟
公認武術太極拳指導員規則

第1章 総則

第1条 目的

この規則は公益社団法人日本武術太極拳連盟(以下「本連盟」という)が国民の生涯スポーツとしての武術太極拳の普及と発展に努め、国民の健康増進に寄与する公認武術太極拳指導員(以下「指導員」という)に関する基準を定め、指導員の資質の保持と向上を図るとともに指導員の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第2条 指導員の資格

指導員の資格は、この規則による公認武術太極拳指導員認定試験(以下「認定試験」という)に合格し、本連盟に登録することにより、本連盟会長より授与される。

第3条 指導員の級別

指導員の資格は次の4種とする。

1. 公認武術太極拳普及指導員(以下「普及指導員」という)
2. 公認武術太極拳C級指導員(以下「C級指導員」という)
3. 公認武術太極拳B級指導員(以下「B級指導員」という)
4. 公認武術太極拳A級指導員(以下「A級指導員」という)

第4条 指導員の資質の基本基準

指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、武術太極拳およびその指導について、指導員の種別により、次の能力を有しなければならない。

1. 普及指導員 太極拳指導に関する基礎知識および技能を有し、初級者の太極拳指導ならびに管理ができる。
2. C級指導員 武術太極拳に関する専門的知識・技能・指導力およびその応用力を有し、普及指導員を指導養成する能力を有する。
3. B級指導員 武術太極拳に関する専門的知識・技能・指導力およびその応用力を有し、C級指導員の指導養成ならびにその認定試験委員(以下「認定委員」という)となる能力を有する。
4. A級指導員 武術太極拳に関する高度の専門的知識・技能・指導力を有し、わが国における武術太極拳の普及および指導の中心となり、普及指導員・C級指導員・B級指導員の認定委員となることができる。

第5条 指導員の任務

指導員は、本連盟もしくは、本連盟の加盟団体(以下「加盟団体」という)あるいは、公共団体もしくは、その機関等が主催または主管する武術太極拳事業に対し、指導員の級別に応じて協力するものとする。

C級・B級・A級指導員は、本連盟もしくは加盟団体の主催または主管する指導員養成事業もしくは、指導員研修事業において指導の任に当たる。

第2章 認定試験

第6条 認定試験の種類

認定試験は指導員の級別ごとに行い、かつ、次の三分野ごとに行う。

- (1) 太極拳
- (2) 長拳
- (3) 南拳

第7条 認定試験の実施時期と内容

認定試験は、学科試験、実技試験および面接による人物考査とする。

前項に関する試験のそれぞれの実施時期と内容は認定実施事業年度の「認定事業実施要綱」の定めるところによって行なう。

第8条 受験資格

受験資格は指導員の級別ごとに定める。

1. 普及指導員 = 満20歳以上の者(認定試験当日現在とする。以下、年齢の扱いは同じ)で、次の各号のすべてを充たすこと。

(1) 技能検定1級位またはそれより上位の段位を有する者。

(2) 加盟団体会長により推薦された者。

(3) 都道府県連盟普及指導員認定委員会が主催する「普及指導員養成講習会」を修了した者。

2. C級指導員 = 満25歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。

(1) 技能検定初段位またはそれより上位の段位を有する者。

(2) 指導歴3年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「C級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。

(3) 加盟団体会長により推薦された者。

(4) 本連盟が主催する「C級指導員養成講習会」を修了した者。

3. B級指導員 = 満30歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。

(1) 技能検定2段位またはそれより上位の段位を有する者。

(2) 指導歴5年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「B級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。

(3) 加盟団体会長および本連盟会長により推薦された者。

(4) 本連盟が主催する「B級指導員養成講習会」を修了した者。

4. A級指導員 = 満35歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。

(1) 技能検定3段位またはそれより上位の段位を有する者。

(2) 指導歴10年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「A級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。

(3) 加盟団体会長および本連盟会長により推薦された者。

(4) 本連盟が主催する「A級指導員養成講習会」を修了した者。

第8条の2 受験資格取得講習会

本条本項の2.3.4.の各号の(2)に定める各級指導員の「受験資格取得講習会」は、原則として本人が所属する都道府県連盟が主催する講習会を受講しなければならない。

ただし、当該県連盟で本件講習会を実施する条件が無い場合で、隣接する他の都道府県連盟が実施するに講習会に当該県連盟の会長が書面で受講を申請し、実施する都道府県連盟の同意を得て受講し、修了した者は、本条本項のに定める「受験資格取得講習会」を修了したものとみなす。

第9条 特別功労指導員のA級指導員受験資格

下記の者は「特別功労指導員」として、第8条4項の規定にかかわらず、A級指導員の受験申請をすることができる。

(1) 満60歳以上の者で、技能検定2段位を有する者。

(2) 2段取得後、満2年を経過していること。

(3) 指導歴10年以上の者。

(4) 過去に、A級指導員認定または3段検定を、3回以上受験していること。

(5) 加盟団体会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。

- (6) 都道府県連盟会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。
- (7) 「A級指導員認定試験」において「追加的実技試験」を受験することができる者。
- (8) 本連盟が主催する「A級指導員養成講習会」を修了した者。

第10条 認定試験の発表

認定試験の日程等については、本連盟もしくは加盟団体の年度行事または事業計画と併せて発表する。

第11条 認定試験の実施

認定試験は本連盟もしくは加盟団体が設置する公認武術太極拳各級別指導員認定委員会（以下「認定委員会」という）が実施する。

第12条 合否判定基準

認定試験の合否判定基準は、認定事業実施年度の「認定事業実施要綱」による。

第13条 受験の申込み

各級別指導員認定試験を受験しようとする者は当該認定委員会の指示に従って申込み手続きを行う。

第14条 受験の可否

受験の可否は当該認定委員会が決定する。

受験を許可された者には所定の手続きにより、受験票が交付される。

第15条 受講料・受験料

認定試験を受験する者は、附則第1条別表Ⅰによる受講料および受験料を当該認定委員会へ納入する。

いったん納入した受講料および受験料は、返還しない。

第3章 受験者の推薦

第16条 普及指導員・C級指導員受験者の推薦

普及指導員・C級指導員を受験する者は、第18条により加盟団体会長の推薦を受けた者でなければならない。

第17条 B級指導員・A級指導員受験者の推薦

B級・A級指導員を受験する者の推薦は、第18条および第19条により、

(1) 加盟団体会長による推薦

(2) 本連盟会長による推薦

を受けた者でなければならない。

第18条 加盟団体会長の推薦

第8条、第16条および第17条における加盟団体会長の推薦は、武術太極拳指導に関する優れた実績を有し、次の各項の一もしくはそれ以上に該当する者とする。

1. 加盟団体の主催もしくは主管する指導員養成事業の学科および実技の講師として、3か年に亘り5回以上の実績を有する者。
2. 本連盟主催の全日本選手権大会もしくは全日本競技大会において入賞し、加盟団体の主催もしくは主管する指導員養成事業に年1回以上3か年に亘り貢献した実績を有する者。

第19条 本連盟会長の推薦

第8条第3項、同第4項および第17条における本連盟会長の推薦は、武術太極拳指導に関する優れた実績を有し、次の各項の一もしくはそれ以上に該当する者とする。

1. 本連盟役員、本連盟各専門委員会正副委員長および委員。
2. 加盟団体普及担当者として、指導員養成事業に3年以上の実績を有する者で、加盟団体会長による推薦を受けた者。
3. 本連盟コーチ・指導員認定委員会が主催する指導員養成講習会の事業に貢献した実績を有する者。

第20条 実績の定義

第18条および第19条に規定する「実績」とは、指導員養成事業(講習会・認定試験・研修会)において、本連盟もしくは加盟団体に記録として留められている者に限る。

第4章 認定委員会

第21条 認定委員会の種類

認定委員会は次の4種類とする。

1. 公認武術太極拳普及指導員認定委員会（以下「普及指導員認定委員会」という）
2. 公認武術太極拳C級指導員認定委員会（以下「C級指導員認定委員会」という）
3. 公認武術太極拳B級指導員認定委員会（以下「B級指導員認定委員会」という）
4. 公認武術太極拳A級指導員認定委員会（以下「A級指導員認定委員会」という）

第22条 認定委員会の設置

認定委員会は必要に応じて、本連盟もしくは加盟団体に設置する。

ただし、C級・B級・A級認定委員会は本連盟内に設置する。

第23条 認定委員会の構成

認定委員会の委員の構成は、指導員の種別により次の各項によるものとする。

1. 普及指導員認定委員会は5名の認定委員をもって構成する。
ただし、加盟団体で構成するブロックで行う認定試験の認定委員会には、本連盟の指名する2名以上の認定委員を含めることとする。
2. C級・B級・A級認定委員会の委員は、次に定めるものとする。
(1) 本連盟役員 (2) 本連盟専門委員会正副委員長 (3) その他本連盟会長が委嘱する委員若干名

第24条 認定委員会委員長およびその任務

認定委員会には、次により委員長をおく。

- (1) 普及指導員認定委員会は認定委員会を置く都道府県連盟の長がこの任に当たる。
 - (2) C級・B級・A級認定委員会は本連盟副会長がこの任に当たる。
2. 認定委員会委員長は次の任務に当たる。
 - (1) 認定委員会の任務を統括する。
 - (2) 認定委員会の任務遂行に必要な場合、協力員等を委嘱する。

第25条 認定委員会の任務

認定委員会はこの規則に基づき、次の各項に関わる任務を有する。

1. 認定試験の企画、実施、合否判定及び通知等に関する事項。
2. 指導員養成講習会の企画・実施に関する事項。
3. 認定試験の受験資格に関する審査及び資格有無の決定および、第17条もしくは第18条の推薦に関する会長への具申事項。

4. 認定試験合格者の指導員登録申請に関する事項。
5. 本連盟より授与される指導員資格証等の作成および交付に関する事項。
6. 認定試験実施報告書を実施後2か月以内に本連盟へ提出すること。
7. 既に指導員として登録している者の資格に関する審査および会長への具申に関する事項。

第26条 認定委員会の庶務

認定委員会の庶務は、認定委員会委員の分担、もしくは、認定委員会を設置した本連盟または、加盟団体の普及担当委員会がこれに当たる。

第5章 各級指導員の認定委員

第27条 普及指導員・C級指導員の認定委員

普及指導員・C級指導員の認定委員は、中央委嘱認定委員および地方委嘱認定委員とする。認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第28条 B級・A級指導員の認定委員

B級・A級指導員の認定委員は中央委嘱認定委員のみとする。認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第29条 中央委嘱認定委員

- 本連盟コーチ・指導員委員会委員長は中央委嘱認定委員とする。
2. 中央委嘱認定委員は本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、本連盟常務理事会の承認により、本連盟会長がこれを委嘱する。
 3. 本連盟コーチ・指導員委員会委員長は、次の各号の一に該当する者の中から中央委嘱認定委員を推薦することができる。
 - (1) 本連盟役員、本連盟各専門委員会正副委員長および委員。
 - (2) 加盟団体で構成するブロックより推薦されたB級・A級指導員、各ブロック2名以内。
 - (3) 学識経験者および認定委員経験者。
 4. 中央委嘱認定委員の人数は、本連盟コーチ・指導員委員会委員長が本連盟常務理事会の承認のもとにこれを定める。

第30条 地方委嘱認定委員

- 地方委嘱認定委員は加盟団体会長および本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、当該認定委員会会長がこれを委嘱する。
2. 加盟団体会長は次の各号から推薦することができる。
 - (1) 中央委嘱認定委員以外の本連盟専門委員会正副委員長
 - (2) 加盟団体普及担当責任者。
 - (3) 前条第3項第3号に準ずる者で加盟団体理事会で承認された者。
 3. 加盟団体会長は、3名を限度として推薦する。ただし、認定試験の実施状況によっては、本連盟コーチ・指導員委員会委員長と協議の上、3名を超えて推薦することができる。

第31条 認定委員の資格の基本基準

認定委員は常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに本連盟アマチュア規定およびこの規則の主旨に則り、武術太極拳に関する専門的知識・技能等に精通しなければならない。

認定委員はその任務を公正に遂行するとともに社会的責任の自覚と清廉さの保持に常に努めなければならない。

第32条 中央委嘱認定委員の任務

中央委嘱認定委員は、認定委員会の委員としてのほか次の各号にたずさわる。

- (1) 指導員講習会の教材の作成。
- (2) 認定試験の基準化。
- (3) 加盟団体が実施する試験の実情調査、連絡調整。
- (4) 認定委員のための講習会、研修会。
- (5) 指導員養成事業。

2. 地方委嘱認定委員は認定委員会の委員としてのほか、指導員養成事業にたずさわる。

第33条 認定委員の解任

認定委員は前条の基準に照らし、認定委員の名誉を損なう行為のあったときは、本連盟理事会で審査のうえ解任される。

第6章 認定委員会講師

第34条 認定委員会講師

第29条に定める中央認定委員のなかから、本連盟コーチ・指導員委員会講師（以下「講師」という）を選任する。講師は本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、本連盟常務理事会の承認により、本連盟会長が委嘱する。

講師の任期は2年とし、再任を妨げない。

第35条 講師の資格

講師は武術太極拳に関する高度の専門知識・技能等に精通し、各級指導員認定委員を養成するための能力と見識を有しなければならない。

講師はA級指導員の認定を行うことができるものとし、指導員を養成し、指導員資格の認定を行うための専門分野において、最も重要な責任を有するものとする。

第36条 講師の任務

講師は、講師としての資質と能力を高めるために常に自ら研鑽し、本連盟が実施する講師研修事業に参加するとともに、次の各号の専門分野における任務にたずさわる。

- (1) 指導員講習会の教材の作成。
- (2) 指導員講習会の企画・実施。
- (3) 認定試験の企画・実施。
- (4) 指導員認定制度拡充のための調査・研究と立案。

第37条 講師の解任

講師は、第35条、第36条に照らし、講師の名誉を損なう行為のあったときは、本連盟理事会で審査のうえ解任される。

第7章 登録

第38条 新規登録

認定試験合格者は当該認定委員会の指示に従い新規の認定登録の申請を行う。

第39条 資格証等の授与

本連盟に登録された者には、本連盟より資格証等が当該認定委員会を通じて授与される。

第40条 登録の有効期間

登録の有効期限は登録日を起点として4年間とする。

第41条 登録の更新・およびその要件

登録の更新は前条により4年毎に、本人が所属する加盟団体に申請し、加盟団体が本連盟

に申請して行う。

登録更新の要件を充たす指導員は、登録を更新する。登録更新の要件は、加盟団体がその実情に応じて、加盟団体が本連盟の承認のもとに定めることができる。

第42条 資格証記載事項の変更

資格証記載事項に変更のある場合は、速やかに当該加盟団体へ届出のこと。

氏名に変更のある場合はその変更を証明するものを資格証に添付すること。

第43条 認定登録料（新規登録料）および更新登録料

認定登録料および更新登録料は附則第1条別表Iによる。

第44条 資格の喪失

次の各項のいずれかに該当する者は、その資格を失い、登録は抹消される。

1. 認定試験合格者がその合格発表後2か月以内に新規登録申請をしなかった場合。
2. 登録の更新申請をしなかった場合。
3. 指導員としての名誉をきずつけた場合。
4. 資格証記載事項の変更届出を登録の有効期間内にしなかった場合。

附則I

第1条 別 表

この規則の第15条(受講料・受験料) および第43条(認定登録料および更新登録料) に関する規定を別表Iに定める。

第2条 施 行

この規則は平成3年(1991年)4月1日から施行する。

平成4年(1992年)6月27日一部改訂、同日施行。

平成9年(1997年)6月21日一部改訂、同日施行。

平成24年(2012年)1月21日一部改訂、同日施行。

公認武術太極拳指導員規則 別表I 指導員認定にかかる費用

	講習会受講料 (教材費を含む、滞在費、 施設費の実費は除く)	受験料	認定登録料 (4年間)	更新登録料 (更新後4年間)
普及指導員	5,000 円	5,000 円	20,000 円	10,000 円
C級指導員	10,000 円	10,000 円	20,000 円	20,000 円
B級指導員	10,000 円	10,000 円	20,000 円	30,000 円
A級指導員	10,000 円	10,000 円 ただし、第9条による受験は、 15,000 円	20,000 円	40,000 円

2016年度 公認太極拳A・B・C級指導員 認定事業

実施要綱

2016年1月
公益社団法人日本武術太極拳連盟

1. 目的 :

- － 武術太極拳普及事業の担い手としての指導員の資質の向上を図り、普及振興事業の社会的責任を果たす。
- － 本連盟が全国共通の基準に基づく権威ある資格を付与して、指導員の社会的な地位の向上を図る。
- － 本連盟の「公認指導員制度」を、現在、文部科学省・日本体育協会が推進している「社会体育指導者制度」と連結する。本連盟の公認指導員認定事業を、文部科学省の上記制度の事業として事業認定を受けて実施し、近い将来、文部科学大臣が付与する「地域スポーツ指導者」、「競技力向上指導者」、「商業スポーツ施設における指導者」等の各資格を取得するための条件を整備する。

2. 認定を実施する資格の種類 :

下記の3種類の公認資格(太極拳)についての養成講習会および認定試験を実施する。

- (1) 公認太極拳A級指導員（以下「A級指導員」という）
- (2) 公認太極拳B級指導員（以下「B級指導員」という）
- (3) 公認太極拳C級指導員（以下「C級指導員」という）

3. 認定 :

資格の認定は「公認武術太極拳指導員規則」に基づき、受験資格審査、講習会、認定試験を経て合格した者に対して行う。認定試験は、資格の級別ごとに、太極拳の分野で行う。受験資格審査を受け、講習会を受講し、認定試験に合格した者に級別ごとに資格を与える。

4. 申請者の要件 :

公認指導員の資格を申請する者は、本連盟加盟団体の所属会員で、下記5.「受験資格」の該当する条件を満たし、受験申請の際に所属加盟団体の会長の推薦を受けることを要件とする。

但し、団体に所属しない個人で申請を希望する者が、本連盟加盟団体により推薦された場合には、状況を検討して配慮する。

5. 受験資格 :

各級の公認指導員認定試験を受験する者は、下記の条件を充たしていかなければならない。

1. C級指導員=満25歳以上の者（認定試験日当日現在とする。以下、年齢の扱いは同じ）で、公認普及指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 指導歴3年以上を有する者、あるいは下記1.2.「各級受験資格取得講習会」に定めるC級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
 - (2) 技能検定初段を取得している者。
 - (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。
2. B級指導員=満30歳以上の者で、公認C級指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 指導歴5年以上を有する者、あるいは下記1.2.「各級受験資格取得講習会」に定めるB級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
 - (2) 技能検定2段を取得している者。
 - (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。
3. A級指導員=満35歳以上の者で、公認B級指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 指導歴10年以上を有する者、あるいは下記1.2.「各級受験資格取得講習会」に定めるA級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
 - (2) 技能検定3段以上を取得している者。ただし、下記1.3.「特別功労指導員に対する特別措置」の規定による者は、技能検定2段を取得していれば、本件の申請をすることができるものとする。
 - (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。

6. 講習会・認定試験の実施時期・会場：（※各会場の所在地等は別紙「会場案内」を参照）

(1) (第26期) C級指導員認定は下記の通り実施する：

- | | | |
|---|----------------------|-----------------------|
| ① | 2016年4月 9日(土)～10日(日) | 埼玉県「埼玉県民活動総合センター」 |
| ② | 4月16日(土)～17日(日) | 仙台市「仙台市民会館」 |
| ③ | 4月16日(土)～17日(日) | 東京都「本部研修センター」 |
| ④ | 4月16日(土)～17日(日) | 名古屋市「愛知県武道館」 |
| ⑤ | 5月 1日(日)～ 2日(月) | 大阪市「大阪トレーニングセンター」 |
| ⑥ | 5月 7日(土)～ 8日(日) | 岡山市「岡山市総合文化体育館」 |
| ⑦ | 5月 7日(土)～ 8日(日) | 福岡市「ももち文化センター/ももち体育馆」 |

(2) (第26期) B級指導員認定は下記の通り実施する：

- | | | |
|---|----------------------|-----------------------|
| ① | 2016年4月 2日(土)～ 3日(日) | 福岡市「ももち文化センター/ももち体育馆」 |
| ② | 4月23日(土)～24日(日) | 東京都「本部研修センター」 |
| ③ | 4月23日(土)～24日(日) | 名古屋市「愛知県武道館」 |
| ④ | 4月29日(金祝)～30日(土) | 大阪市「大阪トレーニングセンター」 |
| ⑤ | 5月14日(土)～15日(日) | 仙台市「仙台市民会館」 |

(3) (第24期) A級指導員認定は下記の通り実施する：

2016年5月 7日(土)～8日(日) 東京都「本部研修センター」

7. 講習・試験とカリキュラム：

技能検定制度の導入に基づき、C級は普及指導員・初段以上取得者が、B級はC級指導員・2段以上取得者が、A級はB級指導員・3段以上取得者が受験・受講し、下記の内容で講習と試験を実施する。

(1) C級指導員：

- － 講習：
 - 1) 学科講習(=講義)；従来通りの『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』による
 - 2) 指導理論講習1(=講義)；「指導実技研修 説明会」
 - 3) 指導実技研修(=実技)
- － 試験：
 - 1) 学科試験(従来通り)
 - 2) 指導実技試験(講師の実例示範に対する択一式解答)

(2) B級指導員：

- － 講習：
 - 1) 学科講習(=講義)；従来通りの『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』による
 - 2) 指導実技研修(実技)
- － 試験：
 - 1) 学科試験(従来通り)
 - 2) 指導実技試験(受験者同士で、誤りと正しい動作を示範する)

(3) A級指導員：

- － 講習：
 - 1) 実技研修(実技)；「推手基本練習一2」 ※「推手基礎套路」の内容を実施する。
 - 2) 指導実技研修(実技)
- － 試験：
 - 1) 武術太極拳常識問題択一解答式試験(指導理念、指導要領等に関して、従来口述試験で行った内容)
 - 2) 指導実技試験(受験者同士で、誤りと正しい動作を示範する)
 - 3) 研修レポート(講習に対する意見や感想を記す。記入内容は合否判定には含まれない)

C級指導員認定 共通カリキュラム

	第1日目	第2日目
午前	9:30~10:00 受付け 10:00~10:15 開講式・オリエンテーション 10:15~12:30 学科講習 12:30~14:00 昼食・休憩	9:00~11:30 指導実技研修(3) 11:30~13:00 昼食、休憩
午後	14:00~15:00 学科試験 15:00~15:30 休憩 15:30~17:00 指導実技研修(1) 17:00~17:30 休憩 17:30~19:00 指導実技研修(2)	13:00~13:30 閉講式・指導実技試験説明 13:30~ 指導実技試験開始 (試験終了者から隨時解散)

B級指導員認定 共通カリキュラム

	第1日目	第2日目
午前	9:00~9:30 受付け 9:30~9:45 開講式・オリエンテーション 9:45~11:00 学科講習 11:15~12:15 学科試験 12:15~13:30 昼食・休憩	9:00~11:30 指導実技研修(3) 11:30~13:00 昼食、休憩
午後	13:30~16:30 指導実技研修(1) 16:30~17:00 休憩 17:00~18:30 指導実技研修(2)	13:00~13:30 閉講式・指導実技試験説明 13:30~ 指導実技試験開始 (試験終了者から隨時解散)

A級指導員認定 カリキュラム

	第1日目	第2日目
午前	9:00~9:30 受付け 9:30~9:45 開講式・オリエンテーション 9:45~10:15 武術太極拳常識問題択一解答試験 10:30~12:30 実技研修 「推手基礎套路」 12:30~14:00 昼食、休憩	9:00~11:30 指導実技研修(3) 11:30~13:00 昼食、休憩
午後	14:00~16:30 指導実技研修(1) 16:30~17:00 休憩 17:00~18:30 指導実技研修(2)	13:00~13:30 閉講式・指導実技試験説明 13:30~ 指導実技試験開始 (試験終了者から隨時解散)

8. B・C級「学科試験」の免除規定の廃止 :

従来行っていた「学科試験」の免除規定は廃止とし、全員が規定通り全科目受験しなければならない。

9. 認定試験の合否判定基準 :

A・B・C各級の認定試験において、

(1) 指導実技試験は ;

C級の指導実技試験は、講師が講習時に示した動作のうちの幾つかを設問し、受験者は択一式解答用紙で解答する。設問数に基づいて、80ポイントを満点とし、40ポイント以上を合格点、39ポイント以下を不合格点とする。

A級およびB級の指導実技試験は、出題用紙に従って、正しい動作と誤りの動作を行って解答する。設問数に基づいて、60ポイントを満点とし、30ポイント以上を合格点、29ポイント以下を不合格点とする。

(2) 学科試験は ;

B・C級の学科試験は、各々100ポイントを満点として60ポイント以上を合格点とし59ポイント以下を不合格点とする。学科試験が59ポイント以下であれば全体の合否判定は不合格となる。

(3) A級の武術太極拳常識問題択一解答式試験は ;

100ポイントを満点として60ポイント以上を合格点とし59ポイント以下を不合格点とする。

10. 合否判定の手続き :

各会場での実技試験、学科試験等の全ての試験の採点用紙と採点資料は日本連盟において各級認定委員会の責任者が参加して開催される「判定会議」に提出される。

「判定会議」において、各会場での採点内容を詳細に比較・検討したうえで全体の合否判定が行なわれる。合否判定の結果は、各級認定委員会の責任のもとに、日本連盟常務理事会に提出され、同会の承認を得た後に、正式な合否判定結果として公表される。

11. 申請の方法 :

1) 級別に申請 :

申請は、A級、B級またはC級のいずれかを特定して各級専用の申請書で行う。

2) 申込み :

所定の申請用紙に記入・捺印し、写真(白黒又はカラー、ヨコ2.5×タテ3.0cmで、本人の氏名を裏面に記入したもの)2枚添付したものを ;

— 都道府県連盟加盟団体が一括して、「受験申請者一覧表」を添えて、遅くとも2月23日(火)までに、該当する都道府県連盟に送付し、併せて、受講・受験料の合計金額を都道府県連盟が指定する口座に納付する。

— 都道府県連盟は、加盟団体から受領した申請書の「推薦状欄」に都道府県連盟名と会長印を付して、その他の書類一式と「受験申請者一覧表」(写し)に「受験申請者一覧表一括送付状」(原本)を添付して、申請期限2016年3月1日(火)までに、日本連盟に必着するよう送付し、併せて、受講料・受験料の合計金額を3月2日までに、下記の指定銀行口座に振り込む。

12. 各級受験資格取得講習会 :

上記5.「受験資格」に定める指導歴要件(C級申請者は3年以上、B級申請者は5年以上、A級申請者は10年以上)を満たしていない者で、都道府県連盟が実施するC級受験資格取得講習会、B級受験資格取得講習会、A級受験資格取得講習会のいずれかを受講し、修了したものは、「申請書」に「修了証」を添付して、申請期限の2016年3月1日(火)までに日本連盟に提出することにより、該当級の申請を行うことができる。講習会は下記の要領で実施する。

1) 講習会は、都道府県連盟が講師を委嘱して実施する。

2) 講師資格 :

— C級受験資格取得講習会を担当する講師は、B級指導員以上の公認資格を有する者

— B級受験資格取得講習会を担当する講師は、B級指導員以上の公認資格を有する者

— A級受験資格取得講習会を担当する講師は、A級指導員または日本連盟太極拳指導員委員会講師の資格を有する者

3) カリキュラム :

日本連盟発行の『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』を使用して、1回の講習に3時間以上、2回で6時間以上の講習を実施する。A級受験資格取得講習会とB級受験資格取得講習会および

C級受験資格取得講習会は、1人の講師が兼任して、同一会場で併設実施してもよいこととする。

4) 修了証：

上記カリキュラムを受講した者に対して、「修了証」を発行する。「修了証」は本要綱に添付している所定の書式を用い、講師が署名し、都道府県連盟会長が承認印を捺印する。

13. 特別功労指導員に対する特別措置：

1) 下記の者は、技能検定3段を取得していないなくても、A級指導員の受験申請をすることができる。

(1) 2016年3月1日(火)現在満60歳以上の者で、技能検定2段位およびB級指導員資格を有する者。

(2) 2段取得後、満2年を経過していること。

(3) 指導歴10年以上の者。

(4) 過去に、A級指導員認定または3段検定を、3回以上受験していること。

(5) 本人が所属する団体の団体長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。

(6) 都道府県連盟会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。

(7) 「A級指導員認定試験」において、「追加的実技試験」を受験することができる者。

2) この特別措置による受験を申請しようとする者は、本要綱に添付した「特別功労指導員 特別推薦状」に、所定の事項を記入し、所属団体長印と都道府県連盟会長を捺印したものを、「申請書」に添付して提出する。

14. 資格の登録：

認定試験に合格した者は、所定の期間内に登録手続を行い、登録料を納付すれば連盟会長より、公認資格を付与される。

1) 登録された資格の有効期間は、2016年7月1日より4年間とする。

2) 有効期間満了後、所定の更新手続を取らなかった者の資格は取り消される。

15. 費用と宿泊・食事等：

1) 資格認定にかかる費用は、次の4種類とする。

① 受講・受験料；下記の通り。

C級 受講・受験料=1人2万円

B級 受講・受験料=1人2万円

A級 受講・受験料=1人2万円(ただし、上記13.の特別措置受験者は、1人2万5千円)

② 参加費(施設利用・機材費の実費)；下記の通り。

C級 =1人3千円

B級 =1人3千円

A級 =1人3千円

③ 認定登録料(4年間有効)； C級=2万円、B級=2万円、A級=2万円。

④ 更新登録料(更新後4年間有効)；C級=2万円、B級=3万円、A級=4万円。

2) 費用の納付方法；

都道府県連盟は、申請者1人につき上記の該当級の受講・受験料と参加費の合計金額×「申請者一覧表」に記載された人数分を一括して下記の指定銀行に振り込む。

みずほ銀行 四谷支店 普通口座 1025478
口座名義 公益社団法人日本武術太極拳連盟

3) 認定登録料の納付と還付金；

登録料は、都道府県連盟が一括して日本連盟に納付する。都道府県連盟・加盟団体の認定登録料の還付金はA・B・C各級認定登録料の100分の20とし、都道府県連盟が登録料を日本連盟に納付する時に、団体還付金を差し引いたうえで、100分の80の日本連盟への納付額を一括して送金するものとする。

16. 教材について：

- A・B・C各級とも、日本連盟発行の『太極拳指導教本』および、『太極拳実技テキスト』を使用する。
- ①『太極拳指導教本』および『太極拳実技テキスト』は、受講者が事前に入手して、学習をすすめておくこと。
- ②指導員認定試験には、同教材を必ず持参して講習を受講すること。教材を持参しなかった人は、認定講習会を受講することができない。

17. その他：

- A・B・C級受験者の「受講・受験票」は、3月下旬に都道府県連盟宛に送付する。

以上